

■ 国保運営に関する変更点

変更点	現行どおり
<p><b>被保険者等の様式が変わります。</b> 県も国保の保険者となるため、被保険者証（保険証）や限度額適用認定証などの様式が変わります。</p>	<p><b>医療機関の受診</b> 医療機関での受診など医療の受け方は、これまでどおり変わりません。</p>
<p><b>資格の取得・喪失は都道府県単位になります。</b> 県内の他市町村へ住所が変わった場合でも、国保の資格の取得・喪失は生じません。ただし、他の都道府県へ住所が変わった場合には、国保の資格の取得・喪失が生じます。</p>	<p><b>保険料（税）の納付</b> 県保険料（税）率の決定や、保険料（税）の納付先は、これまでどおりお住まいの市町村です。</p>
<p><b>高額療養費の多数回該当が県単位で通算され、加入者の負担が軽減されます。</b> 県内の他市町村への転出等であれば、高額療養費の多数回該当（※注）は通算されるようになります。</p>	<p><b>各種申請・届出</b> 保険給付の申請、各種届出は、これまでどおりお住まいの市町村で受け付けます。</p>

※多数回該当・・・過去12カ月間で高額療養費の対象となった月数が4回以上となった場合、4回目から自己負担限度額が引き下げられる制度です。



お知らせ  
県と市町村で  
国保を運営します

国保制度が変わります

国保環境課 医療介護保険係 ☎65・1097

現在の国民健康保険は、市町村ごとに運営されていますが、平成30年4月からは、県も市町村とともに国保運営を担うこととなります。主な変更点などは、左記表をご覧ください。



プレミアム付き商品券 使用期限  
プレミアム付き商品券 使用期限  
使用期限は1月15日まで

桂川町商工会 ☎65・0020

桂川町プレミアム付き商品券『よかーけん』の使用期限は、平成30年1月15日(月)までです。期限を過ぎると使用できませんので、忘れずにご利用してください。



成人式会場  
踏み出すハタチの一步  
桂川町成人式

桂川町成人式  
成人式係 ☎65・2007

【日時】1月7日(日) 13時～  
【場所】住民センター  
【対象】平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれで、桂川町在住または桂川小学校、桂川東小学校、桂川中学校を卒業した人  
※現在、桂川町に住居がない人も参加可  
【その他】該当者には12月上旬に案内通知を郵送

搬入不可	搬入可能
<p>○写真・ノンカーボン紙など ○古紙などに付いている粘着テープ類・金具・ホッチキス等金具類・セロファンなど ○帽子・はんでん・座布団・布団・毛布・カーテン・羽毛製品・足ふきマット・油を吸収しない布・革製品など ○色付きトレイ・発砲スチロール（卵ケース・納豆ケース・カップ類のカップなど） ○空き缶・電球・豆球・ボタン電池・リチウムイオン電池・充電式電池など</p>	<p>○古紙（新聞・ダンボール・雑誌類・牛乳パック・ジュース類のパックなど） ○古布（布製の衣類・下着・布団カバー・タオルケットなど） ○資源プラスチック（ペットボトル・白色トレイなど） ○有害ごみ（乾電池・蛍光灯・水銀体温計）</p>

※搬入する際の注意点

- ・古紙は新聞、ダンボール、雑誌類の3種類に分類し、十文字に縛って搬入してください。
- ・ペットボトルは中を水洗いして乾かし、つぶして搬入してください。
- ・資源ごみはボックス内の所定の位置に整頓して置いてください。



リサイクル用収納ボックス  
リサイクル用収納ボックス  
を活用しましょう

国保環境課 生活環境係 ☎65・1097

ごみの減量化に取り組むことで、地球や家庭の負担も軽減できます。ぜひ収納ボックスを活用しましょう。  
収納ボックス搬入可能日については、各行政区にお尋ねください。